

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和7年3月

地域福祉課

目 次

重点事項

第1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	1
第2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について	7
第3	生活困窮者自立支援制度の推進等について	21
第4	ひきこもり支援について	35
第5	成年後見制度の利用促進について	38
第6	民生委員の選任要件について	41

連絡事項

第1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	43
第2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について	48
第3	生活困窮者自立支援制度の推進等について	63
第4	ひきこもり支援について	89
第5	成年後見制度の利用促進について	94
第6	地域福祉の推進等について	104
第7	地方改善事業等について	118
第8	消費生活協同組合の指導・監督について	124

参考資料

1	生活困窮者自立支援制度関連	131
2	重層的支援体制整備事業等関連	139
3	ひきこもり支援関連	147
4	成年後見制度の利用促進関連	153
5	地域福祉の推進等関連	160
6	地方改善事業等関連	171
7	消費生活協同組合関連	174
8	令和7年度予算案(地域福祉課)の概要	186

重点事項

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局、地方方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続			任意後見制度の周知・広報 1,188 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方方法務局 (R6.2時点) 286 / 286公証役場 (R6.2時点)
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討		都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県による担い手の継続的な確保・育成等			担い手の育成方針の策定 18 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 16 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 22 / 47都道府県
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施			市町村長申立てに関する研修の実施 43 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			市町村による計画策定・必要な見直し 1,358 / 1,741市町村
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			都道府県による協議会設置 37 / 47都道府県

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
討等 見直し に向けた 検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制度の 運用改善 策等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 ・基本的考え方の整理と普及	・全47都道府県 — —	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— —	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			—
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—
地域連携 ネットワーク づくり	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化 ・後見人等候補者の適切な推薦の実施 ・権利擁護支援チームの自立支援の実施 ・包括的・多層的な支援体制の構築	・全1,741市町村 ・全1,741市町村 — — —	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村 中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村
			市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
			中核機関のコーディネート機能の強化					
			市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施		市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築			
			取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和7年度当初予算案 10.2億円 (11.4億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和6年度補正予算額 4.2億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**」づくりを後押しするとともに、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた検討を進める。**

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討+総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況(※R6.4時点)

・市町村による中核機関の整備	1,187市町村 (68.3%) / 1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	37都道府県 (78.7%) / 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した**新たな生活支援・意思決定支援に関する取組**について、**実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**

- また、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施し、本取組の拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行う。**

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1)のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理し、**新たな支援策構築に向けた調査等事業**に取り組む。

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

社会・援護局地域福祉課
 成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和7年度当初予算案 0.6億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和6年度補正予算額 4.2億円

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の実践事例を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**

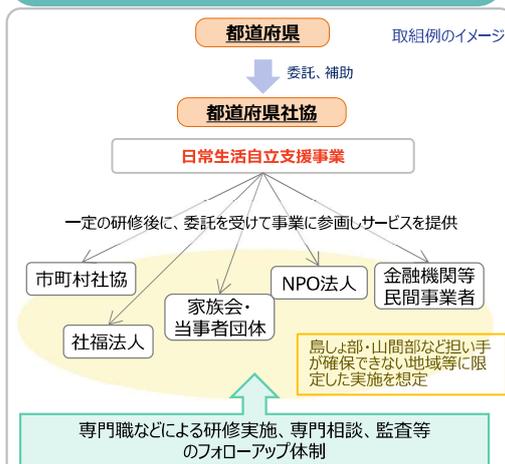
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

〈実績〉12自治体 (令和5年度)

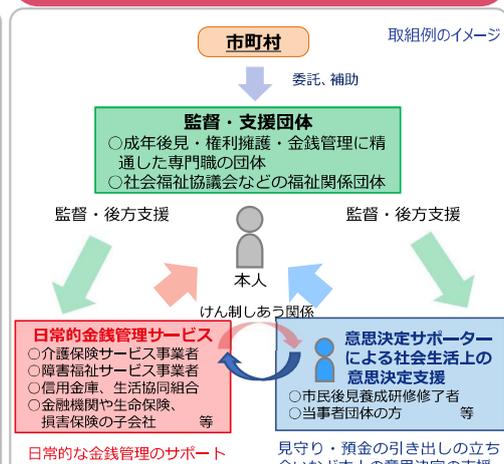
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】都道府県・市町村 (委託可) 【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】3/4

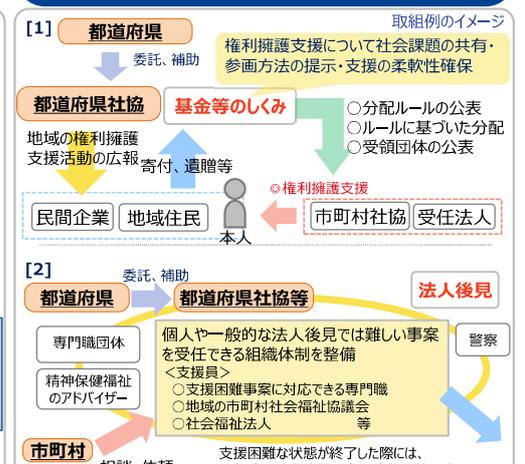
1 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 0.6億円の内数(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

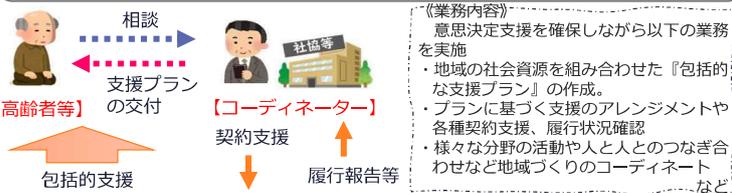
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

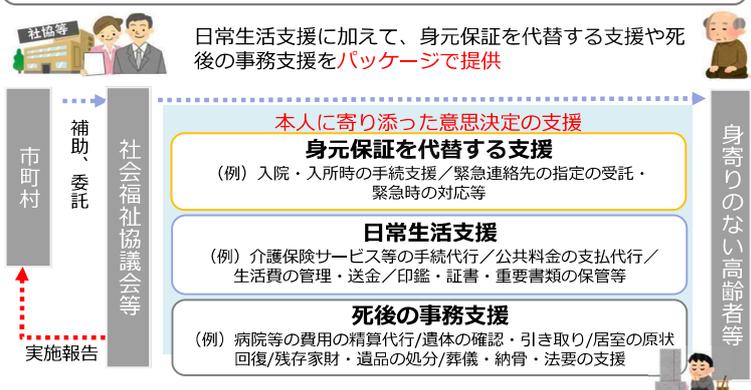
1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

第6 民生委員の担い手確保について

(1) 現状・課題

- ・ 現行の民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されており、その市町村に住民票を置く在住者に限って民生委員になれるが、令和5年の地方分権提案においては、民生委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しが求められた。
- ・ これを受け、昨年6月から「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、計4回の議論を経て12月に議論の整理をとりまとめたところである。
- ・ 本検討会における議論の整理に基づき、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員が他の自治体に転出した後も、任期の残期間については転出前の担当区域において引き続き民生委員として活動可能となるよう、「民生委員・児童委員選任要領」を改正し、本年2月19日に通知したところである。

(2) 令和7年度の取組

- ・ 本検討会の議論の整理において、居住要件の見直しその他、担い手確保についても引き続き検討を進めるべきとされていることから、令和7年度以降も継続して検討等を行っていく。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 本年12月には民生委員・児童委員の3年に一度の一斉改選が行われるが、近年、担い手の確保が難しい状況が続いているため、定員に見合う委員が確保できるよう、各自治体においては、推薦活動を早期に開始するとともに、管内の自治会、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人、保健医療団体や教育関係等多方面から幅広く推薦を得られるよう、関係団体等への働きかけをいただくようお願いする。
- ・ また、民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」(平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号)において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。(中略)なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」と規定し、自治体ごとに柔軟な対応を可能としているが、一部の自治体では、一律に年齢要件による判断が行われている。
- ・ このため、今回の選任要領の改正により、「年齢要件により一律に判断することなく、推薦を受ける者の意向、健康状態、現職の民生委員にあっては実績などの個人ごとの適性を個別に判断し総合的に判断する」ことを新たに規定したので、特に欠員が生じている、または生じるおそれがある自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

連 絡 事 項

第5 成年後見制度の利用促進について

1 成年後見制度利用促進の現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。

平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

他方、後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があるといった指摘や、また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいないといった課題があり、引き続き、成年後見制度の利用促進等のため、体制整備をはじめ、更なる施策の推進を図る必要があることから、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（令和4年度～令和8年度の5年間）（以下「第二期計画」という。）が閣議決定された。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の取組について

第二期計画において、成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等の指摘を踏まえ、「国は、～成年後見制度の見直しに向けた検討を行う」とされたこと等を受け、令和6年2月に、法務大臣から法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、同月、法務省において、法制審議会民法（成年後見等関係）部会を設置し、同年4月より成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行わ

¹ 令和4年における認知症の高齢者は443万人、また、軽度認知障害の高齢者は558万人と推計されている。一方、成年後見制度の利用者数は令和5年12月末時点で24.9万人。

れている。

また、第二期計画では、「成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある」とされていることから、厚生労働省では、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、成年後見制度の見直しの検討等に対応して、福祉の制度や事業の見直しを検討している。このうち、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実に関して、令和6年6月に立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会議」において検討を進めている。併せて、権利擁護支援の必要性にかかわらず、単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、今後、身寄りのない者が増加する傾向を踏まえ、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題等への対応についても検討が必要であることから、これらの事項についても同検討会議において検討を進めている。（なお、同検討会議については、本年3月に論点整理を行った上で、本年夏頃を目途に取りまとめを行う方針であり、取りまとめ次第、その内容等について、情報提供を行い、その後、社会保障審議会福祉部会等での議論を経て、必要な対応を行っていく予定である。）

成年後見制度の見直しに向けた検討や権利擁護支援策を総合的に充実するための検討のほか、令和7年度においても、引き続き、成年後見制度の運用改善等や地域連携ネットワークづくり等の各施策（以下「第二期計画のポイント」参照）について、工程表に基づき推進することが重要である。また、施策の性質に応じて設定したK P I（以下参照）については、令和6年4月時点の進捗状況を踏まえると令和6年度末までの達成は困難な状況であるが、令和8年度までの第二期計画の残りの期間における達成に向けて、積極的に取り組む必要がある。

とりわけ、市町村による中核機関の整備や都道府県による協議会の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関する取組、都道府県による担い手の育成方針の策定など「優先して取り組む事項」として第二期計画に盛り込まれた各種取組については、第二期計画の残りの期間の早期にK P Iを達成することが期待される。特に都道府県には単独で取組を進めづらい市町村を支援する役割が期待されていることに留意し、各都道府県におかれては、管内市区町村とも緊密に連携しながら、広域的な観点からも計画的な取組の推進をお願いする。

なお、任意後見制度の周知についてもK P I「市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知：全1,741市町村」を設定しているが、任意後見制度が安心して利用されるためには、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所が任意後見監督人の選任をした時から任意後見契約の効力が生じることも含めて周知する必要がある。このため、厚生労働省で作成した成年後見制度に関するリーフレット・ポスターだけでなく、法務省で作成した成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレット及び任意後見制度に関するリーフレットも活用して周知するようお願いする。

【参考】成年後見制度・成年後見登記制度の利用促進に向けたパンフレット及び任

意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

また、令和6年度は第二期計画の中間年度であることから、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえて個別の課題の整理・検討を行った。令和6年度中に取りまとめられる同専門家会議の中間検証報告書を踏まえ、国、都道府県、市町村は、第二期計画の残りの期間に向けて、市町村による中核機関の整備や都道府県による協議会の設置、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「支援」機能の強化・充実など、成年後見制度利用促進に向けた施策について、専門職団体・民間団体・当事者団体等とも連携を図りつつ、一層の取組の推進が必要である。

中間検証結果報告書については、追って、都道府県・市町村宛に通知するので、今後、取組を進めるに当たって、参考とされたい。

＜第二期計画のポイント＞

- (1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- (2) 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- (3) 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- (4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

＜K P I（令和6年度末までの数値目標）＞ ※（ ）内は、令和6年4月時点の実績値

- ・市町村におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村（1,188 市町村）
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県（18 都道府県）
- ・都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県（市民後見人養成研修の実施：16 都道府県、法人後見実施のための研修の実施：22 都道府県）
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県（43 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村（高齢者関係：申立費用 1,012、報酬 1,048、障害者関係：申立費用 1,021、報酬 1,045）
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1,741 市町村（1,358 市町村）
- ・都道府県による協議会設置 全 47 都道府県（37 都道府県）
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県（34 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村（1,658 市町村）
- ・市町村による中核機関の整備 全 1,741 市町村（1,187 市町村）

3 令和7年度予算案及び令和6年度補正予算について

厚生労働省では、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しし、その機能の強化・充実を図るとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和7年度予算案においては、

「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」として、

- ・都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

などの実施に必要となる予算を計上している（以下参照）。

各都道府県・市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度等を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

なお、令和7年度からは新たに都道府県に対する補助対象として、法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組（都道府県による市町村支援機能強化事業）の追加を予定しているため、積極的に活用していただくよう検討をお願いする。

さらに、第二期計画では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援

事業など既存の権利擁護支援策等との連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援の推進を図る必要がある。

日常生活自立支援事業については、地域によって待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に課題があることに加え、生活保護など関連諸制度との役割分担及び連携強化の必要性も指摘されている。

とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県・指定都市においては、令和7年度予算案に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況やその有する能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことをお願いする。

また、今後も単身世帯等の増加が見込まれる中、身寄りのない人も含め、地域に暮らす誰もが尊厳のある生活を継続し、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくことが重要である。

このため、令和6年度補正予算及び令和7年度予算案において、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するためのモデル事業（※）について、各自治体の実施動向等も踏まえ、事業の実施に必要な予算を計上している（以下参照）。

身寄りのない人はもとより、家族や親族がいても頼ることのできない人等も含めて、多様な生活課題を抱える単身高齢者等に対する支援については、地域包括ケアや虐待防止など権利擁護に関する様々な仕組みや、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結び付きを持って、包括的かつ継続的に届くようにすることが重要である。このため、各市町村におかれては、モデル事業を積極的に活用していただき、地域の支援体制の充実や関係機関・関係者のプラットフォーム（ネットワーク）の構築に主体的に取り組んでいただくことをお願いする。

※身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業
（「持続可能な権利擁護支援モデル事業」のメニューの一つ）

- ① 相談窓口等にコーディネーターを配置し、単身高齢者等が抱える生活上の課題に関する相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的な支援のコーディネート等を行う取組、
- ② 主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の手続等の支援や死後の事務支援を併せて提供する取組
を市町村を実施主体（運営委託可）として、試行的に実施。

〈令和7年度予算案の概要〉

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。
 - ア：法律専門職や家庭裁判所等との定例的な協議
 - イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）
- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣
 - エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣
- ・ 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組に対して補助を行う。
【令和7年度追加】

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組
 - イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組
 - ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との適切な連携を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

（取組の例）

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

(3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間事業者等が、日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 身寄りのない人等に対する、市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する仕組みづくり【身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業を含む】
- ・ 寄付等の活用や、支援困難事案等を受任する法人後見など、都道府県等の機能を強化する仕組みづくり

〈令和6年度補正予算の概要〉

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施（実施主体：市町村）

- ・ 身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組
- ・ 十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組

4 令和7年度の都道府県及び市町村における取組について

都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を

行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いします。

- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

なお、取組に当たっては、「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド～都道府県と市町村協働による体制整備に向けて～」や「47都道府県中核機関のその手があったか！取組事例集～権利擁護支援の輪を日本全国に広げよう！～」等も参考にされたい。

【参考】

- ・ 「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000791287.pdf>
- ・ 「47都道府県 中核機関のその手があったか！取組事例集」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/case-study/>

また、厚生労働省では、都道府県における担当者間の連携・協力体制の構築の推進のため、都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として、令和4年度から「都道府県交流会」を実施している。また、市町村の支援等を担う都道府県の更なる機能強化を推進するため、令和6年度から管内市町村の体制整備等に課題のある都道府県に専門職等を派遣し、課題に対応するための方策等を提案する「都道府県機能強化推進事業」を実施している。どちらも令和7年度も引き続き実施する予定であるので、積極的に活用されたい。

〈都道府県の役割〉

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 中核機関を整備すること。
- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

＜市町村の役割＞

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

5 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業の運用改善について

地域を問わず一定の水準で日常生活自立支援事業を利用できる体制を目指すための運用改善に向け、令和4年度及び令和5年度に実施した社会福祉推進事業の結果等を踏まえ、全国社会福祉協議会において日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式の改定等を検討しているところであるが、厚生労働省において

は、日常生活自立支援事業における契約締結判定ガイドラインの改正を予定している。追って、改正後の契約締結判定ガイドラインについて、各都道府県及び指定都市に通知するので、管内の都道府県社会福祉協議会等に周知をお願いしたい。

(2) 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施に関連した社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない極めて重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いする。

参 考 资 料

4 成年後見制度の利用促進関連

成年後見制度の利用促進に向けたポータルサイトの運営（厚生労働省）

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。

成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」 URL : <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

検索システムにより、厚生省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修等の資料、講義動画をアップ。

- 任意後見制度の利用促進に向けた周知・広報等に関する取組について、地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを含めた周知を行う。



成年後見制度・成年後見登記制度広報用パンフレット



任意後見制度広報用リーフレット

※法務省ホームページより、掲載のパンフレットやリーフレット等がダウンロードできます。
自治体ホームページへ下記URLをリンクする等により、「任意後見制度の周知・広報」の取り組みを進めてください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

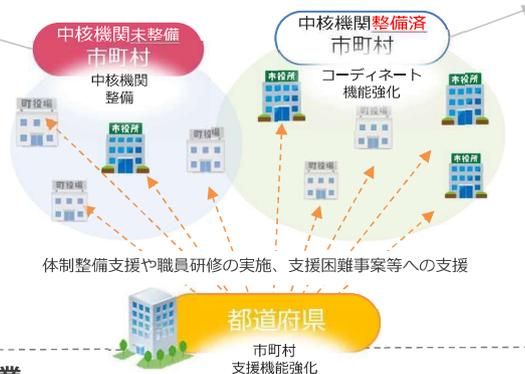
令和7年度当初予算案 7.0億円 (7.8億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －



● 中核機関(*)立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村(委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉39市町村(令和5年度)

※「中核機関」とは、協議会(関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体)の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

(中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村)

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村(委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組(補助率)1/2
〈実績〉287市町村(令和5年度)

(コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県)

〈実施主体〉都道府県(委託可)
〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組(最大10,000千円)
2：10,000千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉41都道府県(令和5年度)

(市町村支援機能強化の取組)

- 1：【必須】①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
2：法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組 新

令和7年度当初予算案 0.9億円 (0.8億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ 都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。
- ・ 市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした権利擁護支援の強化を図る研修を実施する。

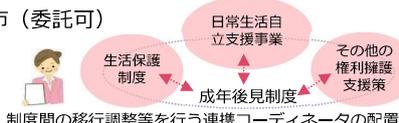
<実施主体> 都道府県、市町村(委託可)
 <基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 <補助率> 1/2 <実績> 84自治体 (令和5年度)



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む。

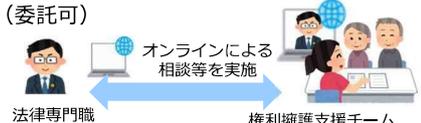
<実施主体> 都道府県、指定都市(委託可)
 <基準額> 5,000千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 13自治体 (令和5年度)



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<実施主体> 都道府県、市町村(委託可)
 <基準額> 300千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 41自治体 (令和5年度)



新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 0.6億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(実績) 12自治体 (令和5年度)

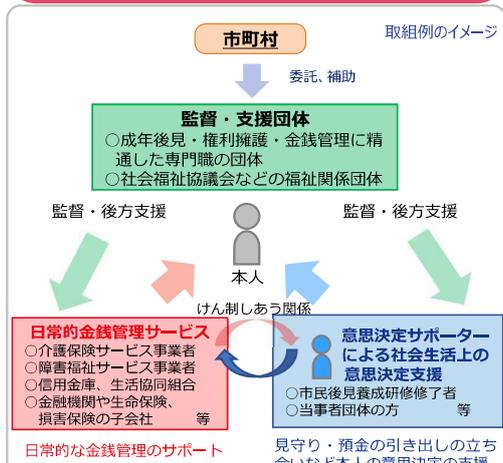
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村(委託可) 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】 3/4

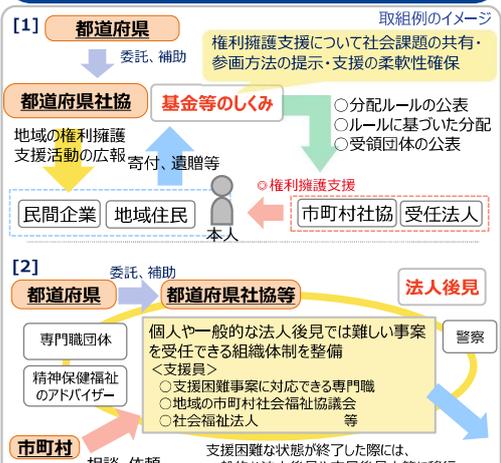
1 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



2 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組



3 [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 0.6億円の内数(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

○身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

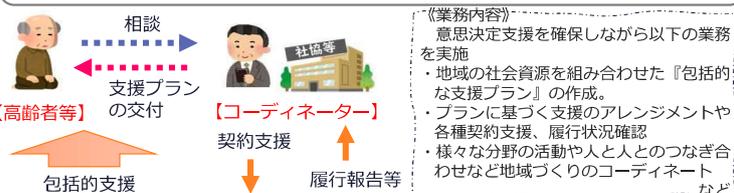
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

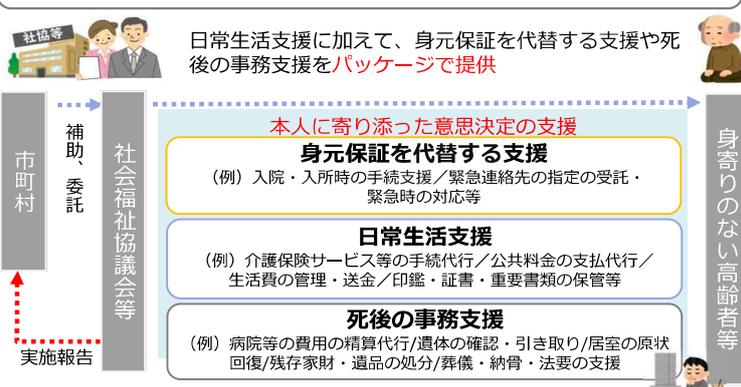
1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組**を実施。



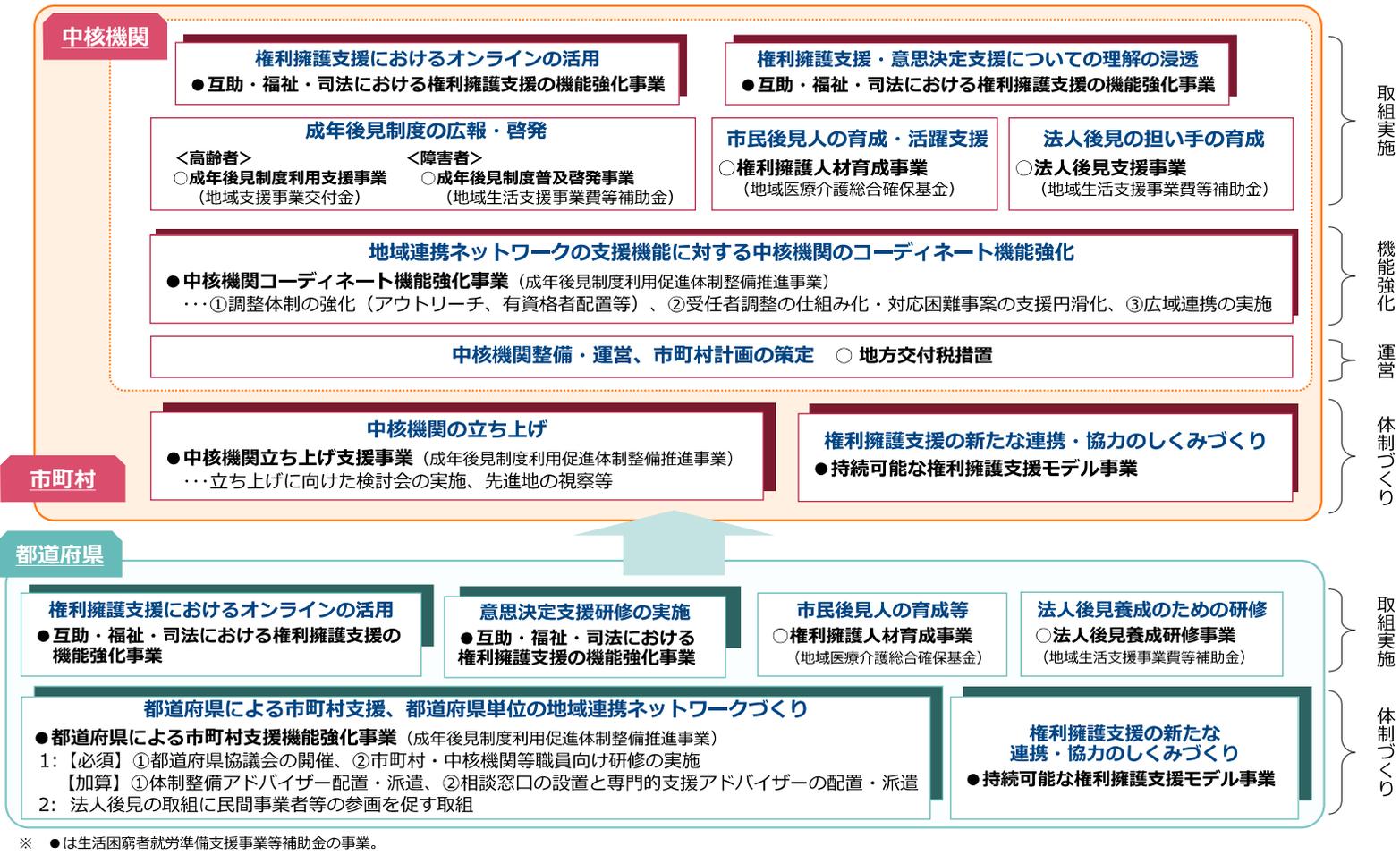
誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

成年後見制度利用促進関係予算(令和7年度当初予算案)

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ○成年後見制度利用促進体制整備推進事業 7.0億円(7.8億円) ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.9億円(0.8億円) ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修 0.5億円(0.5億円) ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.0億円(1.1億円)	—	—
新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進		○持続可能な権利擁護支援モデル事業 0.6億円(1.0億円) ※令和6年度補正予算 4.2億円 ○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 23百万円(25百万円)	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成(養成研修等)	—	○権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円(97億円)の内数)	—
	法人後見の支援(研修、専門職との連携体制整備等)	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業(地域生活支援事業費等補助金502億円(505億円)の内数)
成年後見制度利用(申立費用、後見等報酬)の助成		—	○成年後見制度利用支援事業(高齢者)(地域支援事業交付金1,800億円(1,804億円)の内数)	○成年後見制度利用支援事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金502億円(505億円)の内数)
成年後見制度の広報・啓発		—	—	○成年後見制度普及啓発事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金502億円(505億円)の内数)

※ ●は、拡充。()内は、前年度当初予算額

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和7年度当初予算案）



日常生活自立支援事業の適正な実施について

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報について

1. 基本的な考え方

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報は、早期の情報共有により、厚生労働省、都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」という。）、都道府県・指定都市社会福祉協議会（以下、「都道府県等社協」という。）及び市町村社会福祉協議会などの事業の一部受託者（以下、「市町村社協等」という。）が、それぞれの役割分担の下で適切な対応を行うために実施するものである。

2 第一報に関する各主体の対応

(1) 市町村社協等

利用者の金銭等の管理について、不適正な処理等の疑いがある事案(事故や故意・過失、事件性などを問わない)が発覚した際は、報告様式の「1」の内容を参考に、事案の状況について速やかに確認する。その結果、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「1」を記入し、都道府県等社協に対して速やかに報告する。

(2) 都道府県等社協

市町村社協等から、上記(1)について報告があった場合は、現地調査を含めた初期調査を行う。調査の結果、使途不明金の判明など、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「2」を追記し市町村社協等が記入した「1」と併せて、都道府県等に対して速やかに報告する。
なお、同報告の後、必要に応じて第三者の法律職などを加えて、事実関係等を詳細に把握するための調査や、再発防止対策の検討を行う。

(3) 都道府県等

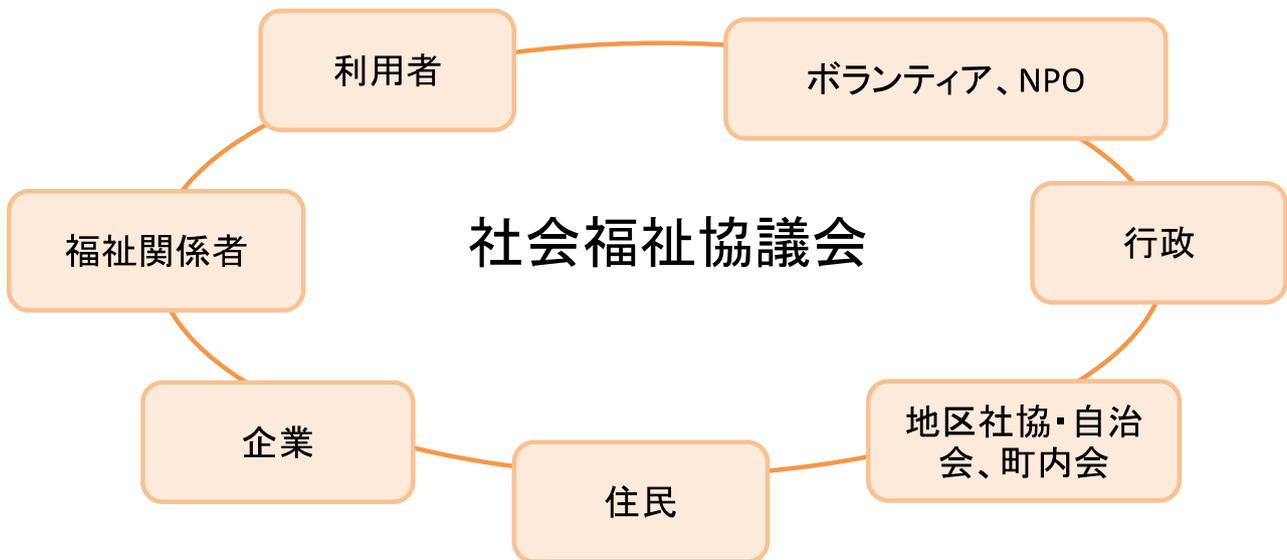
都道府県等社協から、上記(2)について報告があった場合は、その写し若しくは電子データを、原則受領日の翌日までに、厚生労働省成後見制度利用促進室宛に送達する。併せて、都道府県等社協に対し、追加調査の実施など事案の対処や、今後講ずるべき再発防止対策について助言等を行う。

(4) 厚生労働省

必要に応じて、全国社会福祉協議会と連携・協力の下、事案の対処についての助言等を行う。

<p>・通帳と印鑑を社協から持ち出し、本人に無断で不正な払戻しを行っていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通帳と印鑑を持ち出す際の複数確認が形骸化していた。 ✓ 担当の生活支援員を置かず、専門員が直接支援していた。 ✓ 援助実績(記録)が無い利用者の通帳についてチェックされていなかった。
<p>・利用者本人に渡すべき日常生活費の一部を着服した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受領書に本人のサインが無かった。サインが無いことを上司が確認していなかった。
<p>・現金で預かっていた本事業の利用料を着服した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用料の請求・徴収管理が適切に行われていなかった。援助実績と突合していなかった。
<p>・現金で払い戻したグループホーム利用料を紛失し、その穴埋めのために再度通帳から引き出して支払いにあてた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上司のチェックを受けずに通帳と印鑑を持ち出していた。 ✓ 援助実施票による援助状況の確認が組織的に行われていなかった。
<p>・架空の名目で繰り返し現金を払い戻して着服した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 請求書や領収書、受領書の確認、通帳残高との照合が十分なされていなかった。 ✓ 1回ごとの援助記録のチェックのみだったため繰り返し不自然な払戻しがあることを見逃した。

不正事件が発生した場合の影響



社会福祉協議会への信頼感の崩壊

多くの住民や関係者、行政との連携によって成り立つ社協の事業・活動の存続の危機

社協組織(職員)へのダメージも甚大(業務量・ストレス増加、モチベーション低下等)

◆ 検討の経緯

- ・毎年のように本事業に関する不祥事が発生。
- ・複数年にわたって不正が見逃されていたケースも含まれている。

令和2年6月 全社協地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制あり方検討委員会

- ・会計業務全体について「10のチェックポイント」による全国一斉点検を実施。
- ⇒結果をもとに都道府県・指定都市社協による個別の指導や支援。
- ・過去の不祥事の発生要因
- ⇒記録やチェックに関するルールが守られず、内部けん制が働かない状態の中で不正行為が発生している。

専門員だけではなく、実施社協の事務局長や管理者に不正防止の重要性や取り組みのポイントを理解していただくことが重要

市区町村によって取り組みの差が大きい。

専門員の業務負担が大きい。件数が多くてチェックが追い付かない。

チェックポイントの意味や必要性が十分理解されているか？

(適切でない)ローカルルールが見受けられる。

各社協における業務管理の現状や課題、過去に発生した不祥事の要因等について検討し、改めて不正防止のポイントを整理

実施社協における内部けん制の重要性

不正防止の基本

日々の支援内容や通帳・印鑑、現金の取り扱い、書類等の保管状況等について、**必ず複数の人がチェックする**

担当以外の人には事業のことや利用者について全然わかっていなかった・・・

長く担当してきた専門員に任せきりだった・・・

過去の不祥事に共通した特徴

内部けん制とは一つの業務に複数の人を関与させることによって、相互に行為をチェックさせる仕組み

適正手続きの明確化

複数チェック

記録の徹底

市町村社協等が不適正事案を把握した場合には、速やかに都道府県・指定都市社協に報告。都道府県・指定都市社協から都道府県・指定都市行政に第1報を入れるとともに全社協に対しても情報提供。

事実調査

- ・徹底した事実調査が対応のスタート
- ・都道府県・指定都市社協は実施主体として事実調査を主導する。
- ・見えている被害だけではなく、「他にも同様のことがないか」を調査する。

原因究明

- ・表面的な原因だけを見て個人の問題に帰するのではなく、組織の構造的な問題まで掘り下げて原因を究明する。

再発防止策

- ・根本的な原因を踏まえた再発防止策を講じる。
- ・効果とともに実効性に留意する。
- ・策定して終わりではなく、実際に機能させ、評価して見直すことが必要。

情報開示、説明

- ・把握した段階から適時・適切に情報開示する。
- ・問題を小さく見せようとしたり、公表を遅らせること自体が批判の対象となり不信感を招く。

5 地域福祉の推進等関連